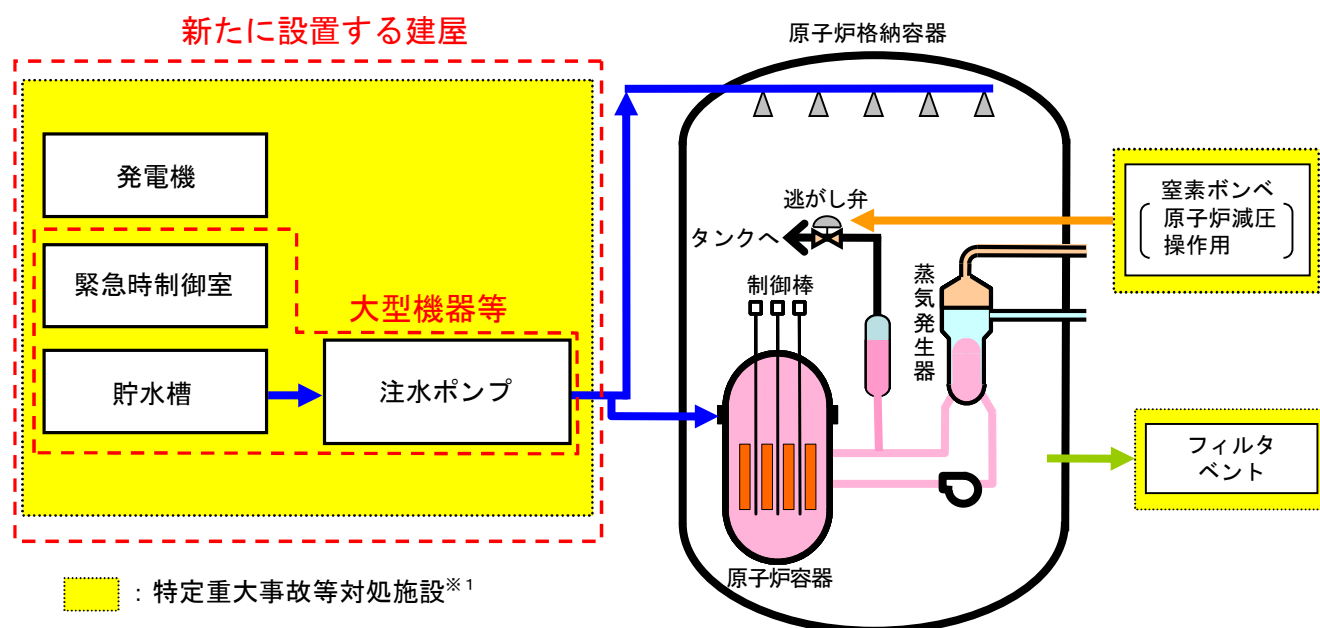


川内原子力発電所 1 号機の特定重大事故等対処施設の 新たに設置する建屋等に係る工事計画認可申請の概要

1. 申請範囲 ([])

新たに設置する建屋並びに建屋内に設置する注水ポンプ、緊急時制御室及び貯水槽などの大型機器等に関するもの



特定重大事故等対処施設の概要図

※1 新規制基準において、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉補助建屋等との離隔距離をもつ、又は頑健な建屋を設け、その建屋の中に原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設を収納することが要求されているもの。

(参考)

特定重大事故等対処施設の設置期限※2

川内 1 号機：平成 32 年 3 月 17 日

川内 2 号機：平成 32 年 5 月 21 日

※2 本体施設等の工事計画認可 (川内 1 号機：平成 27 年 3 月 18 日、川内 2 号機：平成 27 年 5 月 22 日) から 5 年